

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市山本町土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）大上地区）計画を変更することについて令和7年4月22日適当と決定した。

その関係書類を県のウェブサイトにおいて令和7年5月15日から同年6月3日まで縦覧に供する。

令和7年5月9日

香川県知事 池 田 豊 人